ト　推定される入院期間（法第三十三条第一項又は第二項の規定による入院措置を採つた場合に限る。以下同じ。）
チ　診察した指定医の氏名
リ　法第三十四条第一項の規定による移送の有無
ヌ　入院について同意した家族等の住所、氏名、性別、生年月日及び患者との続柄
ル　法第三十三条の四の規定により選任された退院後生活環境相談員の氏名
ヲ　医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第一条の五に規定する入院診療計画書に記載する事項
二　法第三十三条第一項又は第二項の規定による入院措置を採ろうとする場合において、同条第三項後段の規定による入院措置を採つた場合の届出
イ　診察した特定医師の氏名
ロ　入院年月日及び時刻
ハ　当該入院措置から十二時間以内に法第三十三条第一項又は第二項の規定による診察をした指定医の氏名及び診察した日時
ニ　前号の診察の結果、法第三十三条第一項又は第二項の入院措置は必要ないと認めたときは、その理由
ホ　第一号イ、ロ、ニからヘまで、ヌ及びヲに掲げる事項

第十四条　法第三十三条の二の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。
一　精神科病院の名称及び所在地
二　患者の住所、氏名、性別及び生年月日
三　退院年月日
四　病名
五　退院後の処置に関する事項
六　退院後の帰住先及びその住所

第十五条　法第三十三条の三第二項の規定により診療録に記載しなければならない事項は、次のとおりとする。
一　法第三十三条の三第一項本文に規定する事項（以下「医療保護入院に係る告知事項」という。）のうち知らせなかつたもの
二　症状その他医療保護入院に係る告知事項を知らせることがその者の医療及び保護を図る上で支障があると認められた理由
三　医療保護入院に係る告知事項を知らせた年月日

第十五条の二　法第三十三条の四の厚生労働省令で定める資格を有する者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。
一　次のイからホまでに掲げる者であつて、精神障害者に関する当該イからホまでに定める業務に従事した経験を有するもの
イ～ホ　（略）
（新設）
二　（略）

第十五条の二　法第二十九条の六（法第三十三条の四において準用する場合を含む。）の厚生労働省令で定める資格を有する者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。
一　次のイからヘまでに掲げる者であつて、精神障害者に関する当該イからヘまでに定める業務に従事した経験を有するもの
イ～ホ　（略）
ヘ　公認心理師　公認心理師法（平成二十七年法律第六十八号）第二条に規定する業務
二　（略）